

# 神戸市立丸山ひばり小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立丸山ひばり小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

令和8年4月改定

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

法律の言うところの「いじめ認知の三要素」

- ① 一定の人間関係にあり → 同じクラス、部、同じ塾など
- ② 心理的・物理的攻撃によって → 暴力、冷やかし、からかい、無視、中傷等
- ③ 心身の苦痛を感じる → 「いじめ」という訴えが無くても・・・

本校では、「いじめ」を受けていると考えられる児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えや状況を真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたります。

## 2. いじめの防止等の基本的な対策や姿勢

本校は、丸山ひばり小学校いじめ防止基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。下記の「いじめ0宣言」を継承し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市のいじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

### 丸山ひばり小学校:いじめをなくすための「いじめ0宣言」

- 第一条 気持ちをこめてあいさつする
- 第二条 友達の話に戻事や反応をする
- 第三条 普段からいろんな人と話をする
- 第四条 友達の良い所をたくさん見つける
- 第五条 困っている人がいたら助ける
- 第六条 「ありがとう」「ごめんね」を自分から言う

令和7年度 丸山ひばり小学校6年生

### 3. 教職員の姿勢

- ・教育目標である『豊かな心の育成（自分を大切にする心を育てる、相手を大切にする心を育てる）』を念頭に置き、自分を大切にする子供、相手の痛みを感じ取れる子供の育成に努めます。
- ・「なかよく たのしく げんきよく」を目指し、児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・わかる授業、一人一人の児童が活躍できる活動、行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめの問題を一人や特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。
- ・いじめの被害児童・加害児童双方の心身のケアに努めます。

### 4. 校内いじめ防止対策委員会と関係機関の連携

- (1)週1回、全教員による生徒指導に関する情報交換を実施し、いじめの早期発見、早期対応を図ります。  
いじめ事案については、すぐに校内いじめ防止対策委員会で話し合います。

#### (2)校内いじめ防止対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、学年教員、生徒指導係、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による、校内いじめ防止対策委員会を設置します。

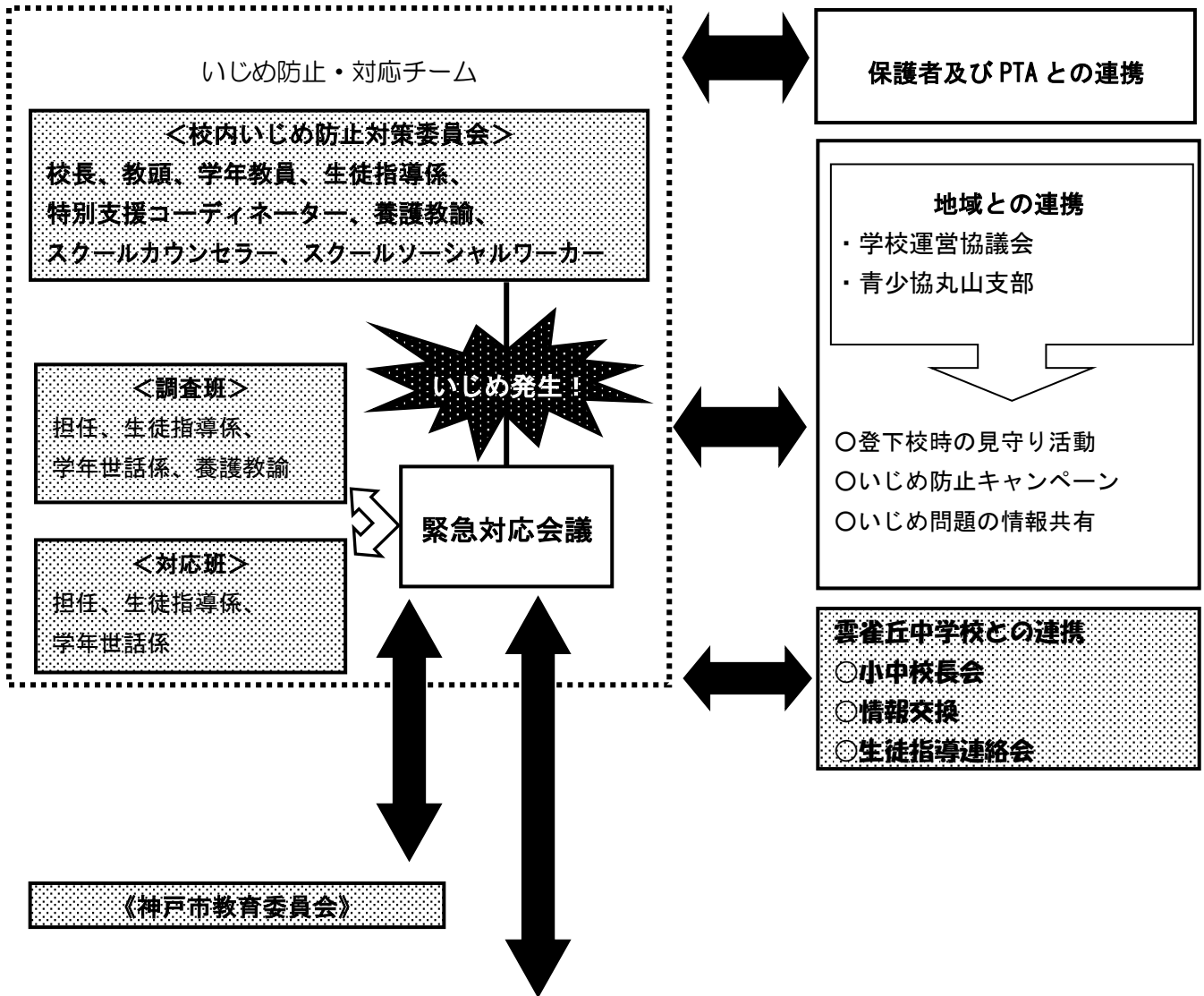
#### (3)校内いじめ防止対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を、計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。



(4) 状況に応じた関係機関との連携

- ・校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。



＜状況に応じた関係機関との連携＞	
加害・被害の児童や保護者の心のケア	… スクールカウンセラー
暴行・傷害など、刑法に抵触する時等	… 長田警察署生活安全課 ⇄ 神戸地方法務局
当該児童の家庭環境等に問題がある時	… 西部少年サポートセンター 区役所こども家庭支援室 神戸市こども家庭センター 神戸市青少年育成センター（くすのき教室）
当該児童の心身等に影響がある時	… 医療機関（学びの支援センター等）

## 5. いじめの未然防止

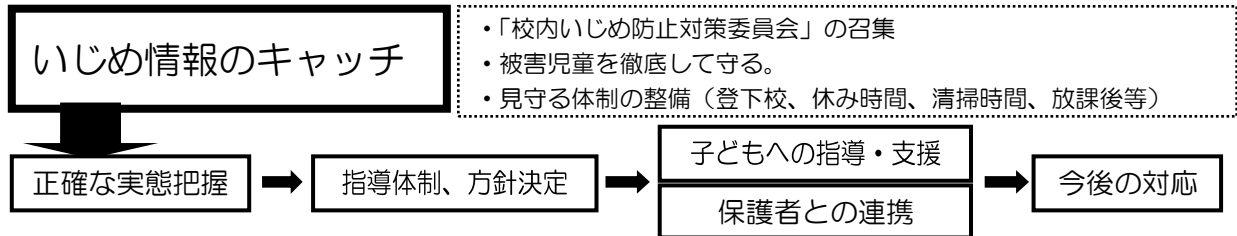
いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり		学年・学級づくり 人間関係づくり ※各教科学習指導、朝の会・終わりの会等の時間も利用する。									
早期発見に向けた取組			アンケート					アンケート			アンケート	
対応チーム等	職員会議(基本方針採決)	職員研修 児童理解	アンケート 結果への 対応	職員研修				アンケート 結果への 対応	職員研修		アンケート 結果への 対応	取組評価 次年度計画

早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃からの児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

## 6. いじめの早期対応

いじめの兆候に気づいた時には問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。



\*いじめた側の児童についても、当該児童が抱える問題を成長の視点から解決していけるように指導を継続していく。

## 7. いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできません。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

以上2点の要素が満たされ、中長期的な視点をもって見守りを続けます。

## 8. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

## 9. インターネットや SNS(ソーシャルメディア) 利用によるいじめへの対応

### (1) 未然防止

- ・インターネットや SNS の特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、関係機関等との協働で情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

### (2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

## 10. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

### (2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

## 11. その他

この基本方針は、本校の状況に応じて、校内いじめ防止対策委員会において見直し、必要があると認められるときには改訂します。

